

恭仁宮式文字瓦に名を残した瓦工が、司瓦工であるにせよ、雇瓦工であるせよ、恭仁宮式文字瓦が西山瓦屋における賃金支給方式を反映しているという私見に変りはない。したがって、恭仁宮式文字瓦の出現は、中央官衙系瓦屋における労務管理方式や労働編成方式のひとつの画期をなすもので、たとえそれが短命であったとしても、以後の中央官衙系瓦屋の労務管理方式や労働編成方式に何らかの影響を及ぼしたことは想像に難くない。次章では、再び文字瓦を主な材料として恭仁宮式文字瓦の系譜を明らかにするとともに、中央官衙系瓦屋における労務管理方式の変遷のなかで、恭仁宮式文字瓦の歴史的位置づけを行なう。

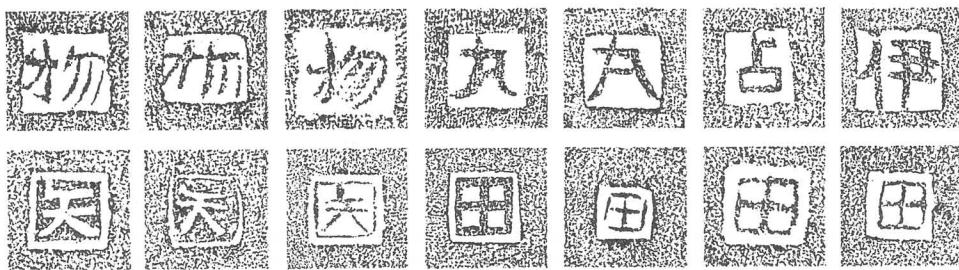
V 恭仁宮式文字瓦の系譜 —官窯変遷論—

前章において、西山瓦屋では、瓦工ごとの作瓦量を把握し、それに基づいて賃金を支給し、合せて品質管理を徹底させたのであろうという試案を提起した。しかし、恭仁宮式文字瓦は、天平12～15年というきわめて短期間の製品で、天平17年5月の平城還都後は、その余剰品が平城宮へ供給されたのみで、同様の労務管理方式による造瓦は、継続していない。さらに、藤原宮・平城宮・難波宮・長岡宮・平安宮の造営や改修にともなう造瓦において、恭仁宮式文字瓦のように、瓦工名を製品に明記することによって、体系的に労務管理を行なった形跡は認められない。³¹つまり、西山瓦屋的労務管理方式は、恭仁宮造営時に採用され造営中止とともに廃棄されたのである。

ただし、古代日本の中央官衙系瓦屋の製品に限定しなければ、恭仁宮式文字瓦と年代的に近接し、酷似した特性を持つ文字瓦の存在が指摘できる。宮城県の多賀城第Ⅱ期の文字瓦と、古代中国の隋唐洛陽城に付属する官営瓦工房の文字瓦とがそれである。以下、まずこれらを手がかりに、恭仁宮式文字瓦の歴史的位相を考えていこう。

1 多賀城第Ⅱ期の文字瓦と隋唐洛陽城の文字瓦

宮城県の多賀城第Ⅱ期の文字瓦とは、「物」「丸」「矢」「占」「田」「伊」の6型式14種の刻印瓦である(第2図)。主に、仙台市近郊の蟹沢中瓦窯の製品と考えられている(吉窯跡研究会1972・1976)。いずれも1字のみの角形印で、押捺箇所は、平瓦の場合は凹面、丸瓦の場合は凸面に限定される。また、重圈文軒丸瓦(多賀城220-B型式軒丸瓦)・二重弧文軒平瓦(同640型式軒平瓦)・熨斗瓦に押捺した例も少數ある。これらを詳細に分析した高野芳宏・熊谷公男は、印の種類によって「押印場所に一定の傾向がみられる」ことなどから、「刻印ごとに押印者が異なる」と判断し、「刻印の文字は瓦工名の省略形である」と考えた(高野



第2図 多賀城第Ⅱ期の刻印瓦（1：2）

・熊谷1978)。その製作年代は、「780年を下限とし、その上限を741～767年の間でも後半に近い時期と考えることができる」ので、恭仁宮式文字瓦の製作年代(740～743年)の直後に位置づけられる。高野・熊谷は、多賀城第Ⅰ期（8世紀前半）の籠書文字瓦群も造瓦組織と関連があるとして、その延長上に多賀城第Ⅱ期の刻印瓦群を位置づけようとしているが、ひとつの瓦工房において、体系的に瓦工名を押印するという多賀城第Ⅱ期の刻印瓦群のありかたは³³、多賀城において自生したと考えるよりも、恭仁宮式文字瓦の影響下で発生したと考えたほうがよからう。この時期の「陸奥国国府系瓦」に、畿内からの直接の影響が認められる（工藤1968）こともその傍証となる。第3図3の「陸奥国国府系瓦」の瓦当文様は、第3図1・2の恭仁宮造営時に新調した軒瓦（＝第2群軒瓦）の系譜下で説明できるだろ³⁴う。また、多賀城第Ⅱ期以降、平瓦は一枚作りによるものが主流を占め、桶巻作りが主体をなしている第Ⅰ期とは明確に区別できること（高野・進藤・熊谷・渡辺1976）や、多賀城第Ⅱ期の刻印瓦を焼成した蟹沢中瓦窯が有牀式平窯であること（古窯跡研究会1972・1976）などを考えあわせると、この時期に、畿内から造瓦技術・築窯技術の著しい影響があったことは否定し難い。

ただし、多賀城第Ⅱ期の瓦工名印は、いずれも1字のみの角形印という点で、恭仁宮式文字瓦と異なるばかりではなく、両者の文字瓦群に共通する文字（瓦工名）は皆無である。³⁵また、造瓦技術において、両者間に直接の伝播を想定できるような共通性はない。つまり恭仁宮式文字瓦による多賀城第Ⅱ期の刻印瓦への影響とは、工人の移動などにともなう技術伝播ではなく、瓦工名を製品に明記させて各瓦工の仕事量と品質とを管理する方式のみが、別系統の築窯技術や造瓦技術とともに伝播したと考えざるを得ない。

考古資料の背景には、それを生みだした古人の行動があり、その行動を支えた理念がある。労務管理方式という行動様式の伝播を問題にした場合、各地域で現われたその具体型（＝考古資料）は必ずしも一致せず、即物的にこれを証明することは困難である。しかし、恭仁宮造営期と多賀城第Ⅱ期とは、単に年代が近接しているのみでなく、両者の存在自体が、ひとつの政治理念、すなわち律令的理念の具体化でもある。瓦工房を構成する工人は

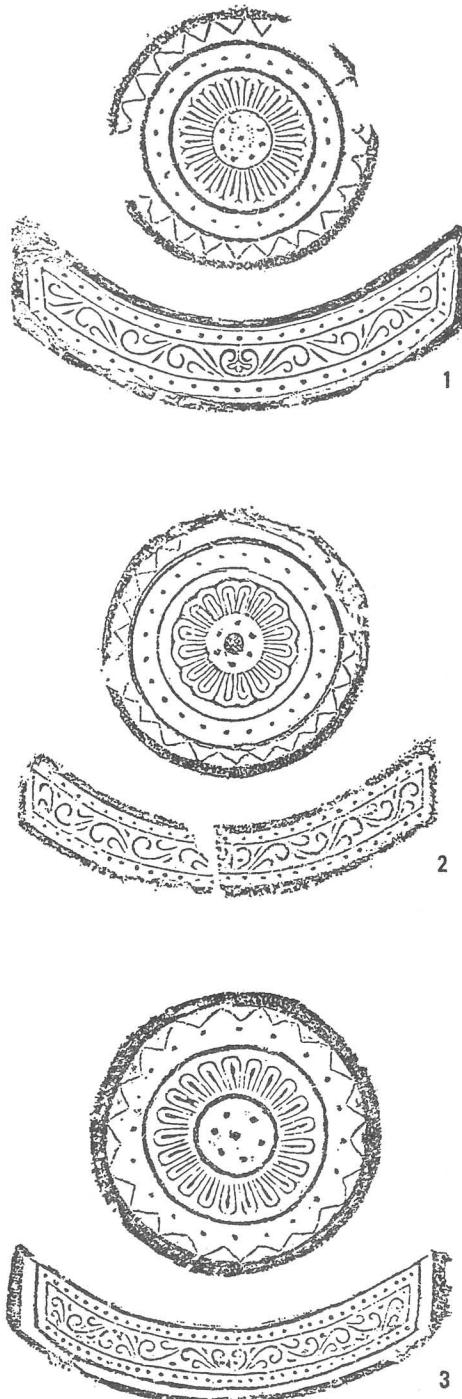
異っていても、恭仁宮式文字瓦と多賀城第Ⅱ期の刻印瓦との間には、同じ政治理念に基づいた労務管理方式の伝播を想定することが可能であろう。

労務管理方式の背景にある律令的的理念を問題とした場合、恭仁宮造営よりもややさかのぼる時期に、律令的的理念の源流である中国において、瓦工名印を押捺した文字瓦群が存在する事実は見逃せない。

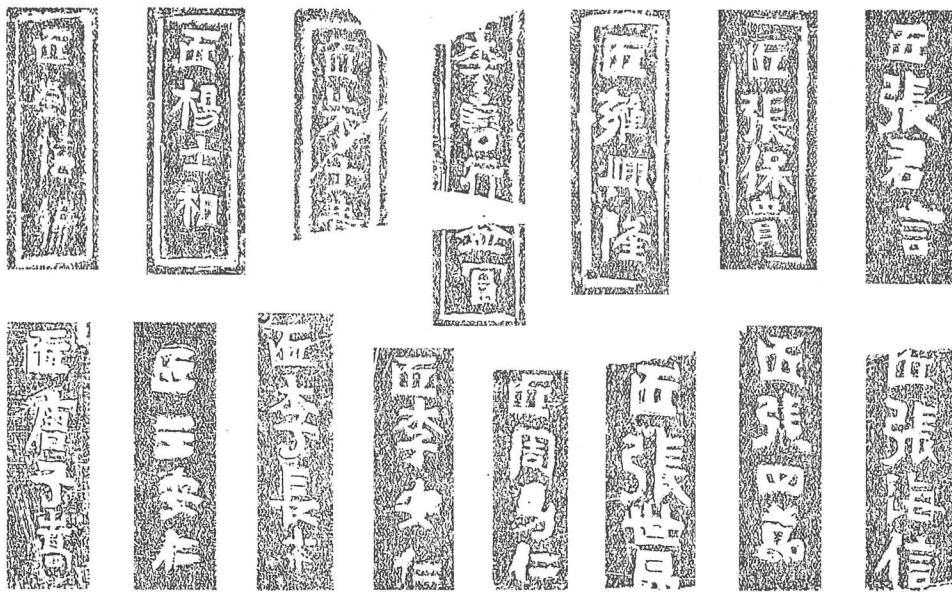
隋唐洛陽城の応天門の北で発見された瓦窯群（洛陽博物館1974）は、隋唐宮城への供給を目的に操業したもので、その操業年代は、煬帝が洛陽城の建設を開始した大業元（605）年を上限とし、玄宗が城内での築窯を禁止した開元19（731）年を下限とする。ここで焼成した平瓦の凸面には、押印によって瓦工名を表示している。瓦工名はいずれも「匠」・姓・名という形式で陰刻され（第4図）、16種265点を数える。³⁶

隋唐洛陽城の瓦工名印を押捺した文字瓦は日本の恭仁宮式文字瓦とは異り、突如として出現したものではない。漢魏洛陽城南部の西崗で発見された1号房址（中国科学院考古研究所洛陽工作隊1973）は、『洛陽伽藍記』にみえる宗正寺あるいは太廟建築の一部に該当し、その年代は太和17（493）年～東魏天平元（534）年に限定できる。この1号房址から、1000点以上の文字瓦が出土した。いずれも、造瓦月日や造瓦関係者の姓名を篆書したもので、その記載方式には、以下の4種がある。

a 造瓦の月日、隣主（瓦窯の管理者）および匠（造瓦全般の技術責任者）の姓名を記したもの



第3図 恭仁宮造営時の軒瓦と多賀城第Ⅱ期併行の陸奥国府系軒瓦（1：5）



第4図 隋唐洛陽城の刻印瓦 (1 : 4)

ので、主として平瓦にある。

- b 造瓦の月日、削人（粘土円筒を分割する工人）および昆人（瓦の表面を整形する工人）の姓名を記したもので、主として丸瓦にある。
- c 瓦面の中央もしくは右上に1人の名を記し、その下に、削人もしくは昆人の姓名を記したもので、平瓦のみにある。
- d 削人や昆人の姓名を記しただけのもので、平瓦のみにある。

これら4種の篆書文字瓦のうち、aの造瓦月日は4月上旬に限られ、bの造瓦月日が5月以降、特に6～8月を最高としている点から、これらの記載方式の差は、若干の時期差を反映していると推定できる。隋唐洛陽城の刻印瓦において、「匠」・姓・名という形式が固定する以前に、それなりの試行錯誤があったと想定できよう。このような製作年月日や製作者名を製品に明記させた事例は、古く、漢代の漆器などにもあり（梅原1943）、古代中国の手工業においては、比較的広範に実施されていたようである。前章で述べた『營繕令』營造軍器条の規定は、少なくとも『唐令』の世界では、過去の実績に基づく規定だったのである。

隋唐洛陽城の瓦工名刻印瓦が、恭仁宮式文字瓦の出現に若干先行することは明らかであるが、恭仁宮式文字瓦の直接の祖型であると論定はできない。少なくとも、造瓦技術・築窯技術など、具体的・即物的に伝播を立証する資料は皆無である。しかし、労務管理方式という律令的理念に基づくひとつの行動様式を模倣したと仮定した場合、恭仁宮式文字瓦

が恭仁宮造営時に突如出現し、わずかに多賀城第Ⅱ期の刻印瓦に影響を与えただけで終焉した原因の一端が、合理的に説明できる。すなわち、西山瓦屋的労務管理方式は、中国直輸入の方式で、恭仁宮造営という場を借りて、日本の中央官衙系瓦屋でも施行したが、結局、円滑に運営できず、撤廃せざるを得なかったのだと説明できるのである。換言すると西山瓦屋的労務管理方式は、きわめて試行錯誤的なもので、天平12年から同15年にかけて試行されたが、日本の中央官衙系瓦屋における労務管理方式としては、不適格であるとの判定を受けたのである。

恭仁宮式文字瓦が短命であった原因の一端を、上記のように理解した場合、中央官衙系瓦屋において、西山瓦屋以後に出現した労務管理方式を検討することによって、中国で生まれた律令的理念に基づくひとつの行動様式が、日本においてどのように変質したかを考察できる。また、西山瓦屋的労務管理方式が終焉した原因を、さらに深く追求するためにも、西山瓦屋以後の中央官衙系瓦屋の労務管理方式を検討することは、きわめて有効であろう。

2 『延喜式』木工寮瓦屋

西山瓦屋以後、すなわち8世紀中葉以降の中央官衙系瓦屋における労務管理方式については、『延喜式』卷34所載の木工寮瓦屋に関連する規定が重要である。そこでは、工と夫の仕事量が第12表のよう規定されている。第12表の数値が、工事に先立つ積算基準的性格を持つことは既に指摘されており³⁷、しかし、同時に、必要な工人数やその給与の見積も、これに基づいて決定し、実施するわけだから、これらが工・夫が一日でなすべき仕事量をも規定していることは否定し難い。「打埴」項で雇人の場合は100斤を增量している例などは、まさに、そうした一面を明示している。

西山瓦屋的労務管理方式と対比した場合、『延喜式』木工寮瓦屋では、生瓦作工の作瓦量が生瓦段階で収斂され、焼成後の製品においては、生瓦製作段階での責務が問われていない点が重要である。すなわち、西山瓦屋的労務管理方式の基本原理が出来高支払制であったとするならば、焼成後の製品を収斂することによって、瓦工の作瓦量の把握と品質管理を行なったと想定できるが、『延喜式』木工寮瓦屋では、造瓦の各工程が完全に分離した形で、工・夫の仕事量を規定しているのである。

各工程を分離して管理する方式は、造瓦という手工業分野では、比較的容易に生みだされる形態と考えられる。天平宝字年間の造東大寺司造瓦所では、「開埴穴并掘埴」「打埴」「作瓦」「採薪」「修理瓦窯」「焼瓦」「運瓦寺家」などの細目に分けて、各工程で要した人員を報告している(『大日本古文書』第5巻 p.128、p.192、p.378~379)。また、天平宝字4年

作業内容		担当	1人1日の仕事量	所要材料
掘 埴	穴を掘る(掘開埴土)	一	立方5尺(埴は1尺減)	—
	粘土を採る(取埴)	一	大2000斤(埴は1000斤減)	—
	土打用の槌を作る(作埴槌)	工	15柄	—
	土運用の籠を作る(作運葛籠)	夫	15口	—
作 瓦	土を打つ(打埴)	夫	大300斤(雇人は100斤加)	—
	粘土角材を作る	夫	4畳(1畳は1800斤)	沙1斗5升を埴400斤と混ぜる
	平瓦を仮る(造取瓦)	工	90枚	1枚につき埴11斤
	丸瓦を作る(造筒瓦)	工	90枚(彫端の場合は83枚)	〃 塬9斤
	軒平瓦を作る(造宇瓦)	工	28枚	〃 塬18斤
	軒丸瓦を作る(造鎧瓦)	工	23枚	〃 塬15斤
	乾燥させる(暴干雑瓦)	夫	350枚	
焼 瓦		一	—	雜瓦1000枚につき(柔埴では) 薪4800斤

第12表 『延喜式』造瓦規定(ただし、所要の布および窯に関する規定は省く)

の「造金堂所解」(同第16巻p. 293)では、瓦工の功銭を「生瓦作工」「瓦焼工」「瓦窯二烟作工」などに分けて支給している。³⁸

このような造瓦工程の分化を石母田正は「瓦生産の個々の作業または個々の段階が分離され、並立され、それぞれが別の工人グループに配分された結果で」「同種の工匠の協業のなかから発展した分業である」「しかしこの形態は、瓦生産が大量にまたは短期に要求されていたことと関係があったらしく、むしろ例外的な現象とみるべきであろう」と評価している(石母田1963)。しかし、『正倉院文書』や『延喜式』にみる記載上の造瓦工程の分化が、実体としての工房内分業を直接反映していると考えるのは、やや問題がある。

天平宝字年間の造東大寺司造瓦所における作業内容を詳細に分析した小林行雄は「仕丁の作業が雑用を主としたであろうことは推察にかたくない。しかし、瓦工の作業もまた純然とした作瓦・焼瓦の仕事のみにかぎられていなかったことは、瓦工の総功数が、それらの仕事の功数をはるかにこえていることから知られる。計算上からいえば、瓦工は採薪の仕事の一部に従事することをさけることはできなかったであろう」と看破した(小林1964)。換言すると、天平宝字年間の造東大寺司造瓦所においては、「分業」を形づくる最も基礎的構成員である瓦工と仕丁でさえも、作業内容が完全に分化していない。つまり、『正倉院文書』や『延喜式』で造瓦を工程ごとに分けて記載しているのは、所轄官司が工人の仕事量を収斂する際の単位、すなわち労務管理のための単位として記載したのであり、必ずしも、その瓦工房において、工人群が記載通りの工程で分業的に配属され、作業に従事していたとは限らないのである。

もちろん、上述の労務管理方式を採用した背景には、ある程度、工房内分業が発達していた事実を想定できる。たとえば、4人の瓦工が、採薪・掘埴・打埴・生瓦製作・暴干雑

瓦・焼瓦のすべてに2日づつ従事した場合、史料上では、各工程ごとに功8人と記載されるはずである。しかし、このようにすべての瓦工の作業内容が平等ならば、焼成後の製品数でも各瓦工の仕事量は把握できる。したがって、実際には、各瓦工による各工程への関与のしかたには、相当のばらつきがあることを前提に、上述の労務管理方式を採用したと考えられる。つまり、石母田が考えたような整然とした形態ではないが、そこに工房内分業の発達を認めることは可能である。第Ⅲ章第2節で詳述したように、西山瓦屋では、生瓦作工が平瓦工と丸瓦工とに分化していた。少なくとも、この事実に対しては、石母田の評価が妥当するであろう。なお、同一瓦工房内での平瓦工と丸瓦工との分化は、多賀城第Ⅱ期の刻印瓦においても看取でき、西山瓦屋特有の現象ではない。しかし、史料的には、平瓦工と丸瓦工との分化を明記した例はなく、労務管理を意図した史料上の「分業」と、実際の作業能率を意図した工房内分業とが必ずしも一致しない点は留意する必要がある。

天平宝字年間の造東大寺司造瓦所では、作瓦枚数と焼瓦枚数とを別々に記録しているので、『延喜式』木工寮瓦屋と同様、生瓦段階でいったん瓦工の仕事量を収斂したと考えられる。したがって、『延喜式』的労務管理方式は、恭仁宮式文字瓦の終焉後、直ちに中央官衙系瓦屋で採用された可能性が高い。しかし、史料が僅少なため、これを論定することは難しい。また、『延喜式』的労務管理方式の具体的運用形態、あるいはその運用形態の変遷に関しては、史料から推定するすべはない。以下、ふたたび文字瓦を材料として、これらの問題に、ひとつの見通しを与えておきたい。

京都市右京区の西賀茂瓦窯群（梅原・西田1934、古代学協会1978）は、平安宮への供給を主目的に操業した中央官衙系瓦屋のひとつである。この西賀茂瓦窯群の鎮守庵支群の発掘調査（京都市文化財保護課1971）では、「米袋約100、ダンボール箱約50」の平・丸瓦片のなかから、12点の「官」字刻印瓦と3点の記号刻印瓦とが検出された。この「官」字刻印瓦（第5図）には、以下のような特徴が指摘できる。

- a 文字は「官」一種のみで、複数の印種が対立的に共存していない。
- b 印押捺率はきわめて低い。
- c 平瓦の場合は狭端面、丸瓦の場合は筒部凸面の玉縁部近くに押印している。

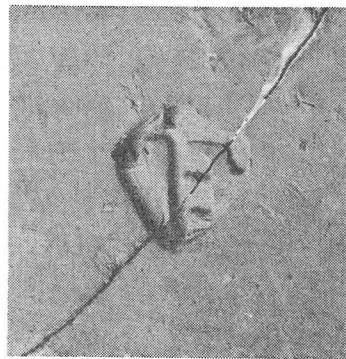
第Ⅱ章第2節で述べたように、刻印瓦の印は、帰属印もしくは認証印・検定印のいずれかに含まれる。恭仁宮式文字瓦をはじめとする瓦工名印を帰属印、すなわち製品ごとに製作者を弁別する機能を持つと論定した理由は、複数の印種が共存し、その間に他者との弁別をはかるとする意図が看取できること、および印押捺率がきわめて高いことの2点にある。西賀茂瓦窯の「官」字刻印の特徴のaとbとは、この点で全く相反する。したがって、「官」字印は、認証印・検定印的性格を持つと想定できよう。また、cの押捺箇所にお

ける特徴は、乾燥場で生瓦が並列している時に押印した結果と解釈でき、この点でも、凹型台上で押印された恭仁宮式文字瓦と対照的である。

この「官」字刻印瓦について、吉本堯俊は「瓦が生乾きの間に、監督の役人がその良否、数量を検査したものであろう」と考え（京都市文化財保護課1971）、近藤喬一もまた「数量検印」と断じた（近藤1973）。しかし、押印は生瓦段階でなされている。窯業生産では焼成時に常にロスが生ずることを考慮するならば、生瓦段階で数量検査を行なっても、仕上りの製品数は把握できない。この事実に対し、両氏はともに充分な説明を与えていない。筆者は、『延喜式』木工寮瓦屋の作瓦規定と対照することによって、生瓦段階での数量検査が、造瓦工程を分離して管理する方式に関連づけられることを説いた（上原1978）。すなわち、各瓦工の生瓦製作量を収斂する時に、このような数量検印を用いたと考えたのである。

ただし、西賀茂瓦窯の「官」字刻印瓦の年代は、9世紀前半で、『延喜式』編纂時とは半世紀以上のズレがある。9世紀後半～10世紀前半の中央官衙系瓦屋の刻印瓦としては、「木工」「右坊」「右坊小」「右坊常」「右坊城」「左坊」「修」などの例がある。これらの文字は、主に平瓦や軒平瓦の凹面、軒丸瓦の筒部凸面に押印したもので、平安宮や京内での出土例が多い。良好な一括資料がなく、印押捺率は不明であるが、出土絶対量が少なく、印種間に他者との弁別をはかるとする意図が看取できず、しかも、主に中央造営官司名を表示しているので、やはり生瓦段階での数量検印と考えられよう。⁴⁰

ところが、10世紀頃から、中央官衙系瓦屋では、小地域での瓦屋の結合が強固になる。「栗」（栗栖野瓦屋）「小乃」（小野瓦屋）「河上（川）」「下」「左」などの瓦屋号を瓦当文様中に配するようになるのは、そのあらわれである。「官」字刻印瓦の盛行時にも、瓦当文様に「近」「中」「旨」などの文字を配した例があり、これらも瓦屋号の可能性が強い。しかし、栗栖野・小野などの地名を冠した瓦屋号に対し、「近」「中」は符号的である。少なくとも、10世紀以降、工房が小地域ごとにまとまって、制度的には木工寮や修理職などの造営官司に付属しつつも、自らの在地性を主張しはじめたと評価できよう。これらの瓦屋号は、瓦筒自体に彫り込んだもので、製品の帰属を表示した一種のトレード・マークと思われる。しかし、栗栖野瓦屋では「栗」字印を平瓦に押捺した例がある。印種は複数あるが、その間に弁別を意図した差異は認め難く、印押捺率も高くない。これが数量検印ならば、瓦屋を管轄する官司の印ではなく、瓦屋自身が保有する印であり、小単位の瓦屋が



第5図 「官」字刻印 (1:1)

独自に労務管理を行なった可能性もある。

11世紀に入ると、中央官衙系瓦屋では籠記号が出現し、刻印瓦は衰退する。出現期の籠記号は記載率が低く、記載内容も「十」「卅」などの数字を表示した可能性もあって、むしろ数量検印の延長で理解できる。しかし、12世紀中葉に入ると、籠記号を刻んだ製品数は爆発的に増大し、しかも、ひとつの工房で何種類かの籠記号を、瓦工ごとに使い分けるようになる。これが中央官衙系瓦屋の中世的変容を示すことは別稿で論じた（上原1978）。

以上、平安宮に付属する中央官衙系瓦屋の刻印瓦・籠記号瓦の変遷から、『延喜式』的労務管理方式は、9世紀から10世紀にかけて施行され、以後、小単位の瓦屋が在地化をとげるとともに衰退し、12世紀には、全く新しい労務管理方式、すなわち中世的瓦工の世界に変容したと想定できる。しかし、『延喜式』的労務管理方式が、西山瓦屋的労務管理方式の終焉直後に採用された可能性が強いことは、先に『正倉院文書』から推定した通りである。したがって、平城宮跡の刻印瓦に関しても、上記の視角から再考する必要がある。

平城宮跡では、恭仁宮式文字瓦以外に、「修」「理」「里」「司」「矢」「田」「目」「人」「私」「伊」「在」「北」「井」などの角形印を押捺した刻印瓦が出土する。これを詳細に分析した森郁夫は、特に「修理」官に関連する2群の刻印瓦を区別した。すなわち、丸瓦凸面や平瓦凹面に「修」（陰刻）あるいは「理」（陽刻）字のあるものを天平勝宝年間頃、丸・平瓦の端面に「引」「冬」「里」（陽刻）字のあるものを「平城宮後半期」に位置づけ、出土状況などから「司」「矢」「田」「目」「伊」「在」の7種の刻印瓦も後者と同時期と考えた（森1980a）。つまり、平城宮跡から出土する角形印文字瓦の大部分は、平城還都後の製品で、恭仁宮式文字瓦よりも新しいと考えられる。この年代観は、同種の刻印瓦が、遷都とともに、長岡宮や平安宮でも再利用されている（向日市史編さん委員会1983、図120・平安博物館1977、図版第727・758・759）のに、遷都時に平城宮から瓦を多数搬入した恭仁宮跡では全く出土していない事実によって裏づけられる。

平城宮跡の「修」「理」などの刻印瓦について、森郁夫は「修理に関する刻印を押捺することによって、『修理』官用瓦を区別した」もの、すなわち、帰属印として理解している。しかし、製品の弁別が可能なほど印押捺率は高くなく、「修理」官に対立する印種が存在しないことから、むしろ認証印・検定印と考え、平安宮の刻印瓦と同様、「修理」官による数量検印と推定しておく。また、「修理」官関係以外の刻印も、押捺率は低いので数量検印と考えておきたい。

以上の刻印瓦のありかたから、平城還都後、10世紀に至るまで、中央官衙系瓦屋では、生瓦段階で瓦工の仕事量を収斂しており、『延喜式』的労務管理方式、すなわち、造瓦工程を分離し、各工程ごとの仕事量を規定し、これを検査する方式を、ほぼ一貫して施行し

ていたと想定できる。この『延喜式』的労務管理方式を、西山瓦屋の労務管理方式と対比した場合、以下のような相違点が指摘できよう。

まず、先述のように、西山瓦屋においては、焼成後の製品で生瓦作工の仕事量を収斂したと考えられるのに対し、『延喜式』木工寮瓦屋においては、生瓦段階でいったん仕事量を収斂した。これは、単に仕事の把握法が異なるというだけの問題ではない。工人の労務管理を行なう事務系官人の手間に注目した場合、両者の差異はきわめて大きい。

すなわち、西山瓦屋では、計40人前後の生瓦作工が作業に従事しており、焼成後の製品数は膨大な量になったはずである。それを刻印に基づいて弁別し、瓦工ごとの作瓦量を調べあげることは、たとえひとつの窯の共用が工4人に限定されていたとしても、事務系官人にとっては大変な手間であったろう。これに対して、生瓦段階で瓦工が規定の仕事量をこなしているか否かを検査することは、たとえば、乾燥場において、列ごとに一定量の生瓦を並べたり、必要とあらば、製作者ごとに生瓦を仕分けしておくことも可能である以上はるかに容易であったと考えられる。しかも、西山瓦屋における作瓦量の把握は、功錢計算と直結しているため、事務系官人の必須の仕事であるが、『延喜式』木工寮瓦屋における生瓦枚数の把握は、作業の進行状況や工人が規定の仕事量をこなしているか否かを検査するのが目的である。したがって、これを恒常に実施する必要はなく、定期的あるいは抜き打ち的検査でも事足りるわけである。つまり、『延喜式』木工寮瓦屋では、工人の1日の仕事量があらかじめ規定されている以上、功錢や支給物品は、従事した仕事内容や上日数に基づいて計算したはずで、生瓦段階での数量検査は、事務系官人の必須の仕事ではなかったのである。前出の天平宝字4年「造金堂所解」では、瓦工の功錢は作業の種類によって日当10~15文の段階をつけており、功錢支給額は、基本的に、作業内容と上日数とで決定したことがわかる。

さらに巧妙なことは、窯業生産では焼成時に常にロスが生ずるので、生瓦作工の仕事量は、直接、仕上りの製品数には反映されない。つまり、生瓦作工の1日の仕事量に、個人差などに基づく多寡があったとしても、焼成時のロスというフィルターを通して、その差は鮮明度を失なってしまう。したがって、『延喜式』的労務管理方式は、瓦工や事務系官人を強固に拘束するものではなく、適度な「あそび」を持っていると評価できよう。もし、西山瓦屋的労務管理方式が破綻をきたすとするならば、規定を運用する際の「あそび」の少なさが致命的であったろうと思われる。

西山瓦屋と『延喜式』木工寮瓦屋との労務管理方式における第2の差異は、両者の「官営度」の違いである。すなわち、『延喜式』木工寮瓦屋のように造瓦工程を分離し、工程ごとに工人の仕事量を検査する方式は、工人が全人的に官衙に従属していなければ施行で

きない。これに対し、仕上りの製品数に基づいて功銭を支給する方式は、必ずしも各工程の仕事量を把握する必要がないという点で、工房を官衙の完全管理下に置かなくても実施可能である。つまり、西山瓦屋的労務管理方式は、製品ごとに瓦工名を明示するという点で、一見、工人の官への従属性が強いと判断されがちであるが、実際には、官による工房の把握は、むしろ不徹底であったと考えられよう。

以上に述べたように、『延喜式』的労務管理方式は、西山瓦屋的労務管理方式にくらべて合理化され、事務系官人の手間が軽減されている。事務系官人の手間の軽減は、古代日本の行政改革がめざした方向、すなわち官司の統廃合という方向性と、おそらく密接な関係があろう。それが同時に、工房の官営化の度合を深めていったのである。

VI　まとめ

議論が多岐にわたった。本稿で論証した点、あるいは、提起した試案を以下要約する。

- a 恭仁宮式文字瓦の人名については、従来、「瓦寄進者名説」と「瓦工名説」とが提起されている。恭仁宮式文字瓦の印の押捺は、生瓦製作工程の最終段階に、凹型台上でなされており、その押捺主体は、生瓦作工自身と考えられる。また、同種印において、押捺位置・押捺方向に集中性があること、平瓦の規格内変異型が刻印差と対応することから、恭仁宮式文字瓦の人名は、生瓦作工自身の名前と考えるのが妥当である。
- b 恭仁宮式文字瓦では、同じ名前でも、「大」字を付したり、正字と裏字とを対置したり、字体を変えたりして、刻印の識別ができるように工夫している。また、その印押捺率はきわめて高い。したがって、恭仁宮式文字瓦は、瓦工ごとに製品を弁別する機能を持っていたと考えられる。
- c 恭仁宮式文字瓦に名を残した瓦工が生瓦作工のすべてであるとすると、その瓦工房では、生瓦製作に36～43人の瓦工が参加している。そこでは、平瓦工と丸瓦工との分業が行なわれ、その人員配分および作瓦量の比較から、平瓦製作の手間は、丸瓦の3.2倍前后であったと推定される。
- d 作瓦量の較差を、各瓦工の就労時間差に基づくと仮定した場合、最も多数の製品を作った瓦工の上日数を100として、他の瓦工の上日数を指数化できる。その結果、生瓦製作期間中は、常時12人前後の瓦工が、その作業に従事したと推定される。
- e 恭仁宮式文字瓦の工房の規模は、天平宝字年間の造東大寺司造瓦所よりもはるかに大きく、『延喜式』木工寮瓦屋の規模に匹敵する。この事実は、恭仁宮式文字瓦の工房を天平17年2月28日の「民部省三月糧文」、同年4月21日の「民部省仕丁大糧申請文案」